

令和5年度

予算・税制等に関する要望書

令和4年10月

一般社団法人 情報サービス産業協会

令和5年度 予算及び税制等に関する 情報サービス産業界の要望

今、日本は国難とも言える状況に直面しています。なかなか完全な収束の道筋が見えないコロナ禍、ロシアのウクライナ侵略がもたらす様々な安全保障上の危機、とりわけ、世界的な物価高及びエネルギー・食料危機。

こうした大きなリスク要因からの影響を最小化するとともに、「成長のための投資と改革」を通じて、「日本経済を再生」することが、喫緊の課題です。

情報サービス産業は、これまでも、IT サービス、ソフトウェアの提供を通じて我が国の経済・産業の情報インフラを担ってきました。特に最近では、IT を用いて単に経済・産業の「効率を向上」させるだけでなく、新たな価値の創造と社会課題の解決といった「DXの推進」の先導役としての期待が大きいことを強く感じております。この国難の時期にあっても、いや国難の時期だからこそ、国内のあらゆる産業と連携し、こうした「社会課題を成長のエンジンに転換」するために全力を傾注する所存です。

つきましては、以下について要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 予算

「DXの推進」のためのデジタル人材育成強化

IMD(スイスの国際経営開発研究所)のデジタル競争力ランキング2022によれば、我が国の「デジタル・技術スキル」は、昨年の順位と変わらず63ヶ国中、62位と低迷しています。

また、IPA((独)情報処理推進機構)発行のDX白書においては、企業変革を推進する人材、いわゆるデジタル人材については3割の企業が質的にも量的にも大幅に不足していると回答しています。

日本経済を再生する上で、「DXの推進」が喫緊の課題であることは、論をまちませんが、このようにDXを支えるべきデジタル人材が、質・量両面に置いて圧倒的に不足しています。こうしたデジタル人材の質的・量的不足の解消に繋がる「人への投資」の充実、特にリスキリングに係る支援措置を講じていただきたく、要望いたします。

II 税制改正

1. DX投資促進税制の拡充・延長

DX投資促進税制は、現下の事業環境の変化に対応し、デジタル技術を活用した企業変革を推進する観点から有効な税制措置です。

当会が実施したDX実態調査によれば、全社的な取組が進みつつあるものの、グローバル市場でも存在感を発揮し、競争上の優位性を実現している企業はまだ5%に満たないのが実態です。

つきましては、デジタル技術を活用した新規ビジネスや新製品・サービス創出の流れを後押しし、国富の増大に繋がるDXを実現するために、DX投資促進税制の拡充・延長を要望いたします。

2. 試験研究費の範囲の見直し

研究開発税制の適用対象とされる「試験研究費」には、通達において、人文科学及び社会科学に係る活動は含まれないとされています。しかし、科学技術・イノベーション基本法は、「自然科学と人文科学との相互の関わり合いが科学技術の進歩及びイノベーションの創出にとって重要であることに鑑み、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない。」と定めています。科学技術の学術成果に基づいてソフトウェアを開発する当産業としては、自然科学以外の学術成果に基づく研究開発を試験研究費の範囲から排除すべきではないと考えます。

近年のサービス開発の動向をみても、心理学や行動経済学など、人文科学や社会科学の学術成果を応用したサービス開発の事例が見受けられます。我が国の産業競争力を強化するためには、この動きを加速化することが必要です。

つきましては、企業の事業内容により、一律に人文科学及び社会科学を除外することのないように要望いたします。

3. BEPS 包摂的枠組みに係る適用開始時期の見直し

OECD/G20 による BEPS 包摂的枠組み（※）に関する議論は 2021 年 10 月に 2 つの柱による解決策に合意がなされ、早ければ令和 5 年度税制改正にて適用開始とされております。

グローバル最低税率課税が 2023 年度を適用初年度として導入される場合、適用初年度決算における法人税等の税金計算にも影響が及ぶ可能性があり、タイトなスケジュールでの導入準備となることが予想されます。

つきましては、適用開始年度について諸外国との足並みを揃えていただくことを要望します。

（※）BEPS とは Base Erosion and Profit Shifting の略で、税源浸食と利益移転と訳される。近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動

実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題をいう。

4. 役員報酬「業績連動給与」の損金算入における「同族会社」範囲の拡大

現行法人税法上、業績連動給与の役員報酬制度を採用し、株式報酬等の業績連動給与を損金算入できるのは、非同族会社及び同族会社の場合は非同族法人の完全子会社である場合に限定されています。

経済産業省が公表した「『攻めの経営』を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－」では、中長期の企業価値創造を引き出すためには業績連動給与の役員報酬制度が必要と指摘しており、そのための税制支援は不可欠です。

つきましては、完全支配関係がない同族会社も業績連動給与を損金算入できる要件を設けていただきたく要望いたします。

5. 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制の延長と見直し

中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制は共にソフトウェアを適用対象としており、デジタル技術を活用した中小企業の経営力を向上させる施策として積極的に活用を促すべきものです。

しかし、現行の両税制は、国際標準 ISO/IEC15408 に基づく認証の取得を対象ソフトウェアの要件としており、ソフトウェア開発事業者が認証に係るコスト負担が過大であるとして、両税制を敬遠する要因となっています。

ISO/IEC 15408 は、IT セキュリティに係る製品（ソフトウェア・ハードウェア）評価基準です。しかし、当該基準に基づく認証を取得していないソフトウェアで情報システムの構築や IT サービスの提供が一般的になされている現在、必ずしも税制で個別のソフトウェア製品に情報セキュリティの要件を課す必要はないといえます。む

しろ、情報処理安全確保支援士の活用等を図って、情報システムや IT サービス全体のサイバーセキュリティを確保することがデジタル化の進展する今日では重要です。

つきましては、次の2点を要望いたします。

- ① 適用期限を2年間延長すること
- ② 両税制における ISO/IEC 15408 要件を撤廃すること

令和4年10月28日

一般社団法人情報サービス産業協会
会長 原 孝